東京都の会計区分

- 東京都は、一般会計のほか、特別会計（17会計）、公営企業会計（11会計）を設置
- こうした実態上の会計とは別に、各地方公共団体の財政状況の把握や地方財政の分析のため、総務省が定める基準により構成される、統計上・観念上の会計である「普通会計」がある

普通会計

地方自治法などで定める会計区分
地方財政統計上、統一的に定める会計区分

一般会計

◆ 行政に要する収支を総合的に経理するもので、税を主な財源とし、地方公共団体の基本的な活動に必要なあらゆる経費を計上した、当該団体にとって根幹となる会計

特別会計

◆ 特定の事業・資金などについて、特別の必要がある場合に、一般会計から区分してその収支を経理するための会計

- 特別区財政調整会計
- 地方消費税清算会計
- 小笠原諸島生活再建資金会計
- 母子福祉貸付資金会計
- 心身障害者扶養年金会計
- 中小企業設備導入等資金会計
- 農業改良資金助成会計
- 林業・木材産業改善資金助成会計
- 沿岸漁業改善資金助成会計
- 都営住宅等事業会計
- 都市開発資金会計
- 用地会計
- 公債費会計
- 臨海都市基盤整備事業会計
- と場会計
- 都営住宅等保証金会計
- 多摩ニュータウン事業会計

公営企業会計

◆ 水道、電車、バスなど独立採算制の公営企業の収支を経理するための会計

- 病院会計
- 中央卸売市場会計
- 都市再開発事業会計
- 臨海地域開発事業会計
- 港湾事業会計
- 交通事業会計
- 高速電車事業会計
- 電気事業会計
- 水道事業会計
- 工業用水道事業会計
- 下水道事業会計